

## 職員の処分について（その1）

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

- 1 発生年月日  
令和4年9月8日及び同月29日
- 2 所属の種別  
小学校
- 3 年齢  
59歳
- 4 管理職，一般職の別  
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員
- 6 事件・事故の概要  
当該職員は，令和4年9月8日，合宿先の山道で児童の背中を3回強く押した上，その場に置き去りにした。また，同月29日，授業中に席から離れた別の児童を勢いよく椅子に置いた。加えて，同日，右手で同児童の胸を押して，教室のドアにぶつけたほか，右手で顔を挟んだ。  
さらに，当該職員は，上記児童2名に対して，本件事故の前から，両手で顔を挟むなど，体罰及び不適切な行為を行っていた。
- 7 処分内容  
懲戒処分として「減給9月」
- 8 処分年月日  
令和5年2月10日

## 職員の処分について(その2)

宮城県教育委員会は、下記のとおり処分を行いましたので、懲戒処分等の公表基準（平成12年4月1日施行）により、お知らせします。

### 記

- 1 発生日月日  
平成29年5月26日
- 2 所属の種別  
中学校
- 3 年齢  
35歳
- 4 管理職，一般職の別  
一般職
- 5 教育職員と教育職員以外の別  
教育職員
- 6 事件・事故の概要  
当該職員は、平成29年5月26日、生徒の個人情報に係る資料を不適切に管理し、複数の生徒の目に触れさせた。その結果、生徒1名に関し、当該生徒又はその保護者から取得したものではない情報が、当該生徒に係る個人情報として知れ渡り、当該生徒に対するいじめを生じさせた。
- 7 処分内容  
懲戒処分として「減給6月」
- 8 処分年月日  
令和5年2月10日